

令和6年度 経済産業省委託
産業保安等技術基準策定調査研究等事業

認定高度保安実施者制度における依頼調査の実施について 報告書

令和7年3月
高圧ガス保安協会

目次

1. 目的	1
2. 調査内容等	1
3. 調査概要	2
4. 調査結果	2
5. まとめ	2

1. 目的

令和 4 年 6 月に公布された高圧ガス保安法等の一部を改正する法律において、「テクノロジーを活用しつつ、自主的に高度な保安を確保できる事業者」については、事業者の保安力に応じた規制体系へ移行することとし、手続・検査のあり方をこれに見合った形に見直す措置を講じ、これにより、事業者の保安活動を、テクノロジーを活用しつつ自己リスク管理がなされた高度な領域に強力に押し上げていくことを目的に、認定高度保安実施者制度が措置され、令和 5 年 12 月に施行した。本制度は、高圧ガス保安法（以下「法」という。）第 39 条の 16 に基づき、経済産業大臣から高圧ガス保安協会等に対して、専門技術的事項の確認が必要であると認めるときは、経済産業省令で定める基準に適合しているかどうかについて、意見の聴取又は調査を依頼することができることとなっている（以下「依頼調査」という。）。

そこで、本業務において調査依頼に必要な事業を行う。

2. 調査内容等

本事業の調査事項は以下のとおり。

（1）依頼調査の対象件数

依頼調査は、第一種製造事業者から認定の申請をした者のうち、経済産業大臣が高圧法第 39 条の 16 第 1 項に基づき高圧ガス保安協会に調査等を依頼した者に対し実施する。

（2）高圧ガス保安協会が行う依頼調査

経済産業大臣が、法第 39 条の 16 第 1 項の規定により、高圧ガス保安協会等に調査を依頼する場合、当該調査の依頼を受けた高圧ガス保安協会等は、「認定高度保安実施者に関する認定の基準の詳細について」（20231213 保局第 2 号）2. に定める評価の視点に沿って調査を行う。

書類審査及び現地調査の方法等については、高圧ガス保安室と協議すること。また、現地調査の実施に当たっては、高圧ガス保安室及び各産業保安監督部の職員とともに実施する。

また、サイバーセキュリティの確保に関する認定基準への適否に関する調査については、高圧法第 39 条の 14 第 2 項ただし書の指定を受けた外部専門機関を活用して行う。

（3）依頼調査の範囲

依頼調査は、申請書類による書類審査、申請事業所における現地調査を行う。また、現地調査については、認定高度保安実施者（以下、B 認定）を 2 日間で、特定認定高度保安実施者（以下、「A 認定」という）を 3 日間で行う。

（4）依頼調査の結果報告等

依頼調査の結果については、書類審査及び現地調査の結果を踏まえ、申請 1 件ごとに認定の基準への適否の状況等を示した書面を高圧ガス保安室宛てに提出する。また、国の開催する高圧ガス高度保安認定検討会に同席し、結果報告及び審議における質疑応答等に対応する。

報告書については、認定の基準への適否の状況等を示した書面を報告書として高圧ガス保安室に提出する。なお、報告書の作成に際しては、高圧ガス保安室と緊密に連携して情報共有・相談する。

3. 調査概要

経済産業大臣が高压法第 39 条の 16 第 1 項に基づき高压ガス保安協会に調査の依頼があった、事業所に対して申請書類による書類審査、申請事業所における現地調査を行った。なお、サイバーセキュリティの確保に関する認定基準への適否に関する調査については、高压法第 39 条の 14 第 2 項ただし書の指定を受けた外部専門機関である一般財団法人日本品質保証機構を活用して実施した。

4. 調査結果

(1) A 社(B 認定)

調査結果に基づき認定の基準に適合している旨、報告書に取り纏め、高压ガス保安室宛て提出した。

また、高压ガス高度保安認定検討会に同席し、結果報告及び審議における質疑応答等に対応した。

(2) B 社(A 認定)

調査結果に基づき認定の基準に適合している旨、報告書に取り纏め、高压ガス保安室宛て提出した。

また、高压ガス高度保安認定検討会に同席し、結果報告及び審議における質疑応答等に対応した。

(3) C 社(B 認定)

調査結果に基づき認定の基準に適合している旨、報告書に取り纏め、高压ガス保安室宛て提出した。

また、高压ガス高度保安認定検討会に同席し、結果報告及び審議における質疑応答等に対応した。

(4) D 社(A 認定)

調査結果に基づき認定の基準に適合している旨、報告書に取り纏め、高压ガス保安室宛て提出した。

また、高压ガス高度保安認定検討会に同席し、結果報告及び審議における質疑応答等に対応した。

(5) E 社(A 認定)

調査結果に基づき認定の基準に適合している旨、報告書に取り纏め、高压ガス保安室宛て提出した。

また、高压ガス高度保安認定検討会に同席し、結果報告及び審議における質疑応答等に対応した。

(6) F 社(B 認定)

調査結果に基づき認定の基準に適合している旨、報告書に取り纏め、高压ガス保安室宛て提出した。

5. まとめ

4. 調査結果のとおり、6 事業所に対して、申請書類による書類審査、申請事業所における現地調査を実施するとともに調査結果に基づき報告書に取り纏め、高压ガス保安室宛て提出した。

また、高压ガス高度保安認定検討会に同席し、結果報告及び審議における質疑応答等に対応した。